町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年(2014年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年9月町田市条例第2 8号)の一部を次のように改正する。

第34条の2第1項中「及び不燃ごみ」を「、不燃ごみ及び容器包装プラスチック (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第11 2号)第2条第1項に規定する容器包装のうち、主としてプラスチック製のものをい う。以下同じ。)」に改める。

別表1の項中

Γ

占有者が定期に排出する 家庭廃棄物のうち可燃ご み及び不燃ごみを市長が 指定収集袋により収集し、 運搬し、及び処分すると き。 ミニ袋(5リットル相当) 1袋につき8円小袋(10リットル相当) 1袋につき16円中袋(20リットル相当) 1袋につき32円大袋(40リットル相当) 1袋につき64円

を

Γ

占有者が定期に排出する 家庭廃棄物のうち可燃ご み及び不燃ごみを市長が 指定収集袋により収集し、 運搬し、及び処分すると き。 ミニ袋(5リットル相当) 1袋につき8円
小袋(10リットル相当) 1袋につき16円
中袋(20リットル相当) 1袋につき32円
大袋(40リットル相当) 1袋につき64円

に

占有者が定期に排出する 家庭廃棄物のうち容器包 中袋(20リットル相当) 1袋につき16円 大袋(40リットル相当) 1袋につき32円 装プラスチックを市長が 指定収集袋により収集し、 運搬し、及び処分すると き。

١

改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に市長が指定収集袋により収集する家庭廃棄物について適用し、施行日前に市 長が指定収集袋により収集する家庭廃棄物については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表に規定する処理手数料(容器包装プラスチックを指定収集袋で排出するものに限る。)の徴収、指定収集袋の交付その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

改正後

改正前

(家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出 方法)

第34条の2 占有者は、市長が収集し、運搬し、及び処分する家庭廃棄物のうち可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチック(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第1項に規定する容器包装のうち、主としてプラスチック製のものをいう。以下同じ。)を排出するときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。

 $2\sim4$ 略

別表(第46条関係) 処理手数料

1 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物

区分	処理手数料
占有者が定期に排	ミニ袋(5リットル相
出する家庭廃棄物	当) 1袋につき8円
のうち可燃ごみ及	小袋(10リットル相
び不燃ごみを市長	当) 1袋につき16円
が指定収集袋によ	中袋(20リットル相
り収集し、運搬し、	当) 1袋につき32円
及び処分すると	大袋(40リットル相
き。	当) 1袋につき64円
占有者が定期に排	中袋(20リットル相
出する家庭廃棄物	当) 1袋につき16円
のうち容器包装プ	大袋(40リットル相
ラスチックを市長	当) 1袋につき32円
が指定収集袋によ	
り収集し、運搬し、	
及び処分すると	
<u>き。</u>	
略	略

備考 略

 $2\sim4$ 略

(家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出 方法)

第34条の2 占有者は、市長が収集し、運搬し、及び処分する家庭廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみを排出するときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。

 $2 \sim 4$ 略

別表(第46条関係) 処理手数料

1 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物

区分	処理手数料
占有者が定期に排	ミニ袋(5リットル相
出する家庭廃棄物	当) 1袋につき8円
のうち可燃ごみ及	小袋(10リットル相
び不燃ごみを市長	当) 1袋につき16円
が指定収集袋によ	中袋(20リットル相
り収集し、運搬し、	当) 1袋につき32円
及び処分すると	大袋(40リットル相
き。	当) 1袋につき64円
略	略

備考 略

 $2\sim4$ 略